

## 主な持ち出せない植物



薩摩芋(紅芋など)  
の生塊根



エンサイ(空心菜・ウンチェーパー)  
の生茎葉



薩摩芋(紅芋など)  
の生茎葉



ゲッキツ

## まん延を警戒する病害虫



(大きさ約6mm)

アリモドキゾウムシ



(大きさ約4mm)

イモゾウムシ



(大きさ約3mm)

ミカンキジラミ



カンキツグリーニング病菌  
(病気の症状)



(大きさ12~15mm)

サツマイモノメイガ



(成貝 大きさ4~12cm)

アフリカマイマイ

詳しくは下記へお問い合わせください  
( 蒸熱処理に関するお問い合わせは★印の植物防疫所へ )

横浜植物防疫所	045-285-7135
名古屋植物防疫所	052-659-1357
神戸植物防疫所	078-389-5320
門司植物防疫所	093-321-2809
鹿児島支所	099-222-1046
名瀬支所★	0997-52-0459
那覇植物防疫事務所★	098-868-1679
那覇空港出張所	098-857-0054
平良出張所	0980-72-2433
石垣出張所	0980-82-2312
小笠原総合事務所	04998-2-2102

## 移動規制の対象病害虫と対象地域



※久米島では平成25年4月、津堅島では令和3年4月、アリモドキゾウムシが根絶されました。 令和3年10月

# 植物検疫

沖縄県 奄美群島 トカラ列島 小笠原諸島 から

**薩摩芋**や**エンサイ**などの  
植物は持ち出しが規制されています。



お土産には  
要注意だよ!

植物防疫所  
公式キャラクター  
「びーきゅん」



手荷物だけでなく  
宅配便、郵便小包  
などでの持ち出しも  
規制されています。



植物検疫 / 移動規制

検索



農林水産省  
植物防疫所

# 病害虫のまん延防止にご協力をお願いします

移動規制の対象地域から以下の持ち出せないものが届いた場合には、植物防疫所にご連絡をお願いします



## 移動規制について

沖縄県、奄美群島、トカラ列島、小笠原諸島にはサツマイモなどに被害を与える害虫が、また、沖縄県、徳之島、沖永良部島、与論島にはカンキツ類などに被害を与える病気が発生しています。

これらの病害虫のまん延を防止するため、一部の植物等は、植物防疫法により対象地域からの持ち出しが規制(下の表)されています。違反すると罰せられることがありますので、ご注意ください。

## 移動規制の対象地域

沖縄県全域 ※1  
※2

奄美群島  
トカラ列島 ※3  
小笠原諸島 ※4

奄美群島の一部 ※2  
( 徳之島  
沖永良部島  
与論島 )

## 持ち出せないもの

### 植物の例

### 病害虫

サツマイモ(紅イモなど)  
エンサイ(空心菜・ウンチェーバー)  
アサガオ、グンバイヒルガオ  
モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ  
などの生茎葉および地下部

カンキツ類、ゲッキツ  
オオバゲッキツ(カレーリーフ)  
イチジク、サルカケミカン  
ワンピ などの生植物 ※5

サツマイモ(紅イモなど)  
エンサイ(空心菜・ウンチェーバー)  
アサガオ、グンバイヒルガオ  
モミジバヒルガオ、オオバハマアサガオ  
などの生茎葉および地下部

カンキツ類、ゲッキツ  
オオバゲッキツ(カレーリーフ)  
イチジク、サルカケミカン  
ワンピ などの生植物 ※5

アリモドキゾウムシ  
イモゾウムシ  
サツマイモノメイガ  
アフリカマイマイ ※6

カンキツグリーンング病菌  
ミカンキジラミ

アリモドキゾウムシ  
イモゾウムシ  
サツマイモノメイガ  
アフリカマイマイ ※6

カンキツグリーンング病菌  
ミカンキジラミ

## 持ち出しができる場合もあります



蒸熱処理の様子

### ■サツマイモの生塊根

蒸熱処理(数日必要)を行えば持ち出せます。なお、サツマイモの加工品は、自由に持ち出すことができます。

詳しくは、事前に裏面★印の植物防疫所にお問い合わせください。なお、現在小笠原諸島には蒸熱処理施設がありません。



カンキツ類の苗木

### ■カンキツ類の苗木、穂木、生茎葉

検査(1年以上必要)を受け、病害虫の付着が無いことが確認できれば持ち出せます。



オオバゲッキツ(カレーリーフ)の生茎葉

### ■イチジク、ゲッキツ、オオバゲッキツ、(カレーリーフ)などの苗木、穂木、生茎葉

検査を受け、ミカンキジラミの付着が無いことが確認できれば持ち出せます。

乾燥した葉は検査を受けずに持ち出せます。

- ※1 久米島では平成25年4月、津堅島では令和3年4月、アリモドキゾウムシが根絶されました。このため、沖縄本島などのアリモドキゾウムシの発生地で生産されたり、発生地を経由したサツマイモは、久米島、津堅島への持ち込みが規制されています。
- ※2 カンキツグリーンング病及びミカンキジラミの対象植物については、「沖縄県全域」及び「奄美群島の一部」の間でも相互に持ち込みが規制されています。
- ※3 トカラ列島ではイモゾウムシ、アフリカマイマイは発生していません。
- ※4 小笠原諸島ではサツマイモノメイガは発生していません。
- ※5 生植物とは、苗木・穂木・生茎葉を指し、種子・生果実・乾燥した植物(乾燥葉など)は除きます(葉や茎(枝)の付いた生果実は持ち出せませんのでご注意ください)。
- ※6 アフリカマイマイは、植物以外にも付着する可能性があります。